

# 茅ヶ崎市みどりの基本計画

## 生物多様性ちがさき戦略

### 期末評価報告書（案）

#### （方針 1 抜粋）

期末評価にあたり、委員の皆さまには以下の 2 点についてご意見をいただきたく存じます。

（1）5 ページから 8 ページにかけての「計画の進捗状況を確認する指標」およびそれに対する自己評価について

（2）9 ページ以降の各施策ごとの振り返りについては、特に気になる点があればご指摘いただければ幸いです。

令和〇年〇月

茅ヶ崎市

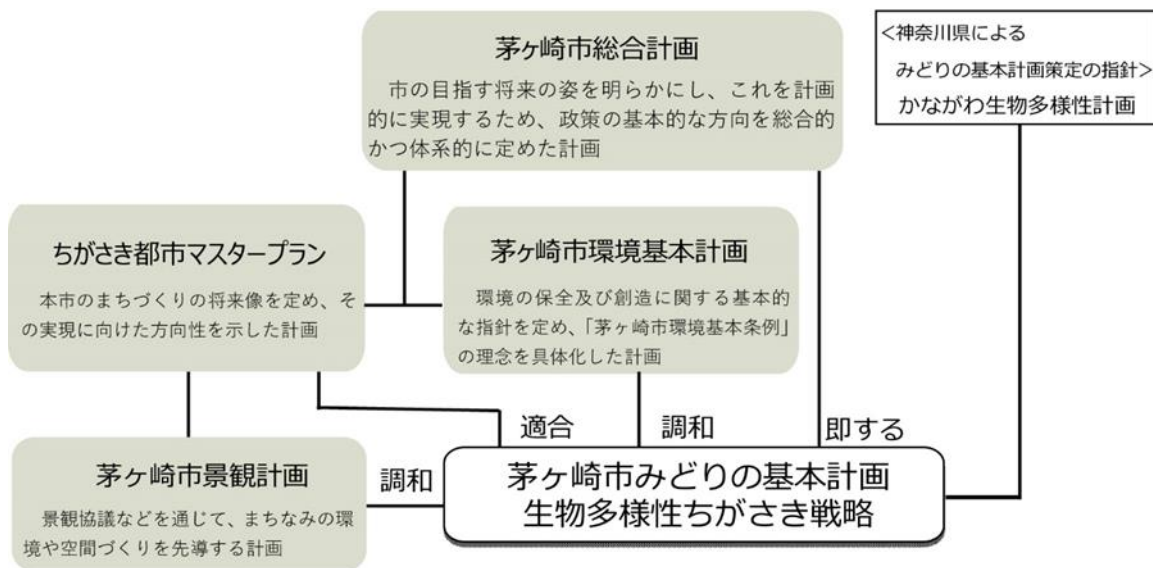
# 1 計画の位置づけ

本市では、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条に基づく市町村の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」及び生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」として、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を策定しています。

本計画は、「茅ヶ崎市総合計画」を上位計画とし、関連計画である都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下、「ちがさき都市マスタープラン」という。）と適合するとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく「茅ヶ崎市景観計画」や「茅ヶ崎市環境基本条例」に基づく「茅ヶ崎市環境基本計画」と調和を図っています。

特に、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての考え方を、関連施策が多く位置づけられている「茅ヶ崎市環境基本計画」においても共有します。

なお、神奈川県「かながわ生物多様性計画」は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」であるとともに、市町村が策定する「みどりの基本計画」の指針となっています。



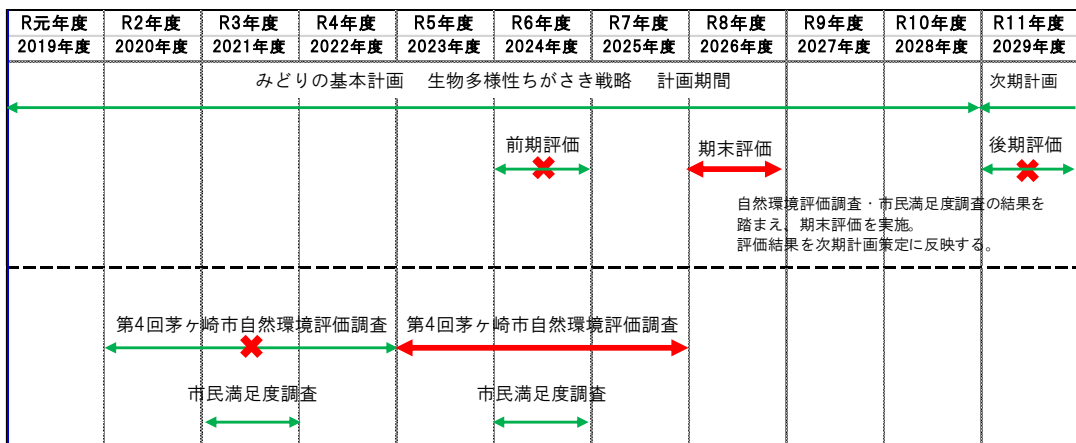
## 2 期末評価について

### (1) 評価時期の変更について

本報告書は、現行の「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における目指すべきみどりの将来像「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」の実現に向け、計画の策定から R7 年度までの施策の実績を把握するためのものです。

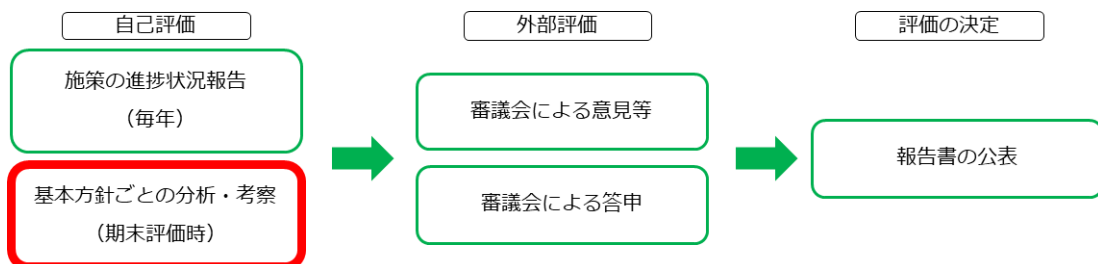
「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における評価については、前述のとおり、PDCA サイクルをもとに進行管理を行い、計画期間の前期及び後期終了後に審議会による評価を実施することとしていました。

しかしながら、計画策定時に想定しえなかった新型コロナウイルス感染症の影響により第 4 回自然環境評価調査の実施が延期され、調査結果を前期評価に反映できなくなったこと等から、R5 年度より 3 か年かけて実施した第 4 回茅ヶ崎市自然環境評価調査の結果を踏まえた評価を実施し、評価結果を次期計画策定へ反映するため、評価の実施時期を変更し、前期評価、後期評価を一体的に実施する期末評価を実施することとしました。



### (2) 評価の実施方法

期末評価の実施にあたっては、計画の基本方針ごとに設定した「計画の進捗状況を確認する指標」の推移と各施策におけるこれまでの活動状況（実績）から、基本方針ごとに施策の実施効果について分析・考察（自己評価）を行い、審議会からの自己評価に対する意見（答申）を外部評価と位置づけます。

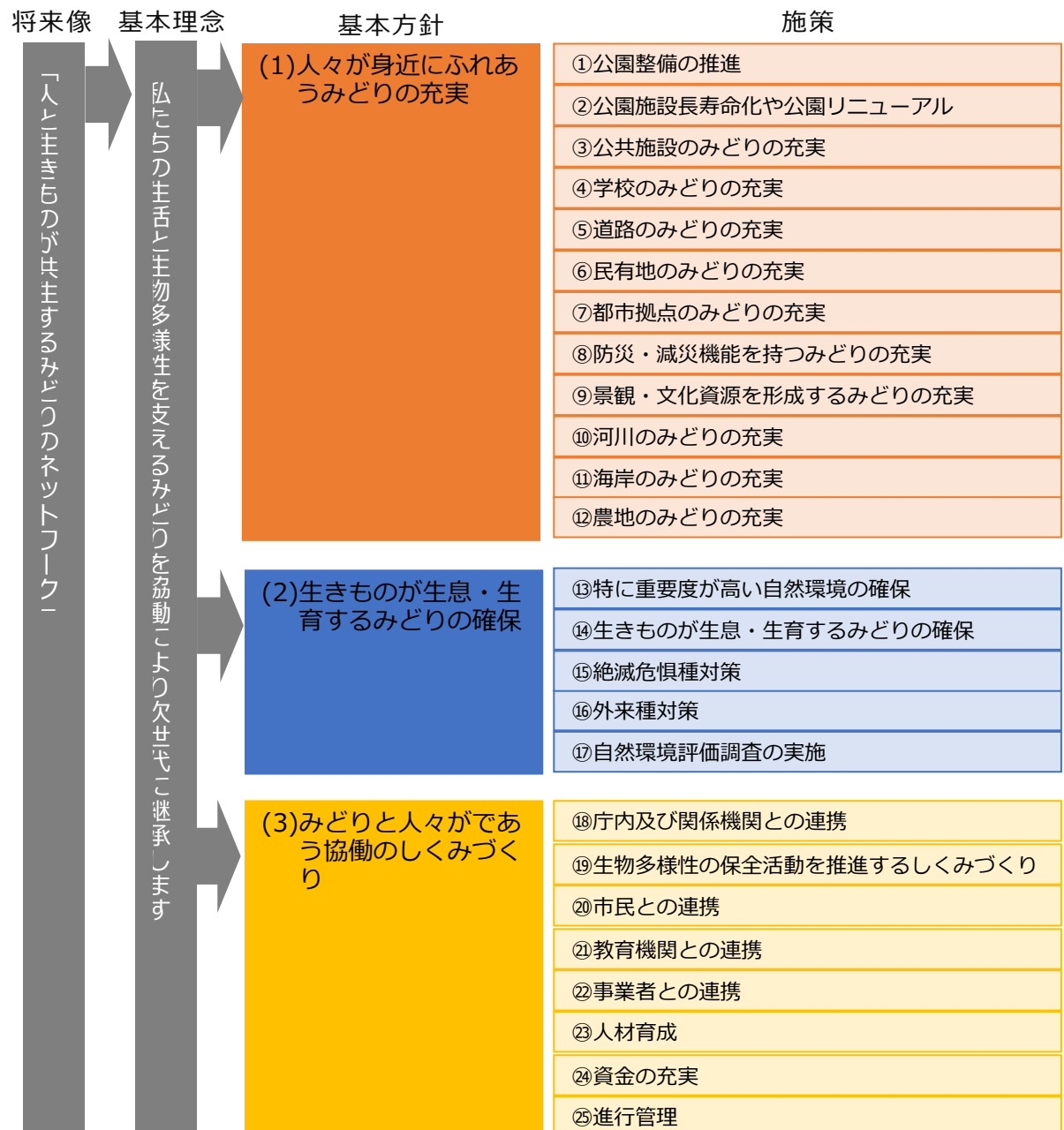


### 3 施策の体系

本計画は、目指すべきみどりの将来像を「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」とし、「私たちの生活と生物多様性を支えるみどりを協働により次世代に継承します」という基本理念のもと、

- ・「人々が身近にふれあうみどりの充実」
- ・「生きものが生息・生育するみどりの確保」
- ・「みどりと人々がであう協働のしくみづくり」

の3つの基本方針を定め、方針ごとに計画の進捗状況を確認する指標をそれぞれ定めています。



## 4 基本方針ごとの期末評価

### 基本方針1 人々が身近にふれあうみどりの充実

計画の進捗状況を確認する指標

指標(1) 緑地の確保目標量（各年4月1日時点）

※基準年はH30年です。

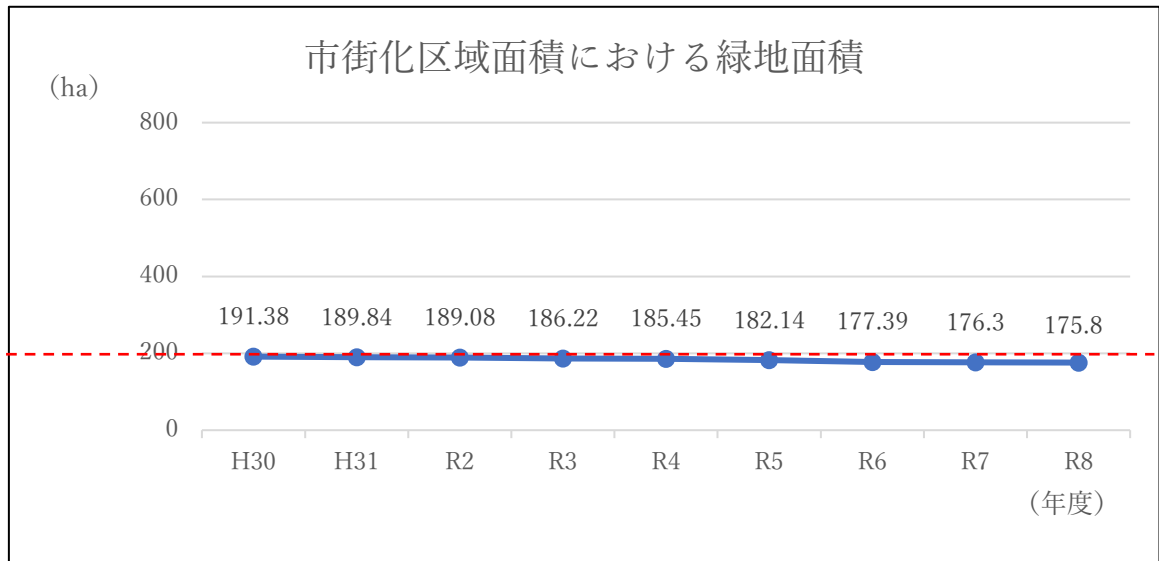
R10時点の目標値 項目	実績 (年度)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R10 (2028)
市街化区域面積に おける緑地面積 (割合)	面積 (ha)	191.38	189.84	189.08	186.22	185.45	182.14	177.39	176.3	175.84	192.5
	割合 (%)	8.62	8.55	8.51	8.38	8.35	8.2	7.99	7.94	7.92	8.67
都市計画区域面積に おける緑地面積 (割合)	面積 (ha)	660.71	659.3	659	657.27	655.43	649.05	645.76	641.97	641.55	689.7
	割合 (%)	18.48	18.44	18.43	18.38	18.33	18.15	18.06	17.95	17.94	19.29

指標(2) 都市公園等の確保目標量（各年4月1日時点）

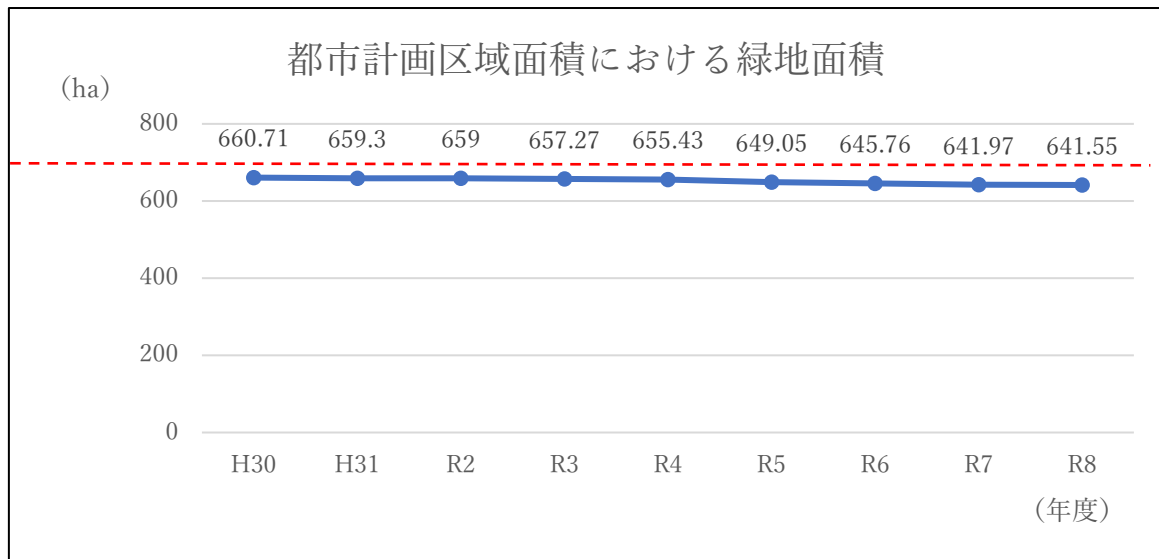
※基準年はH30年です。

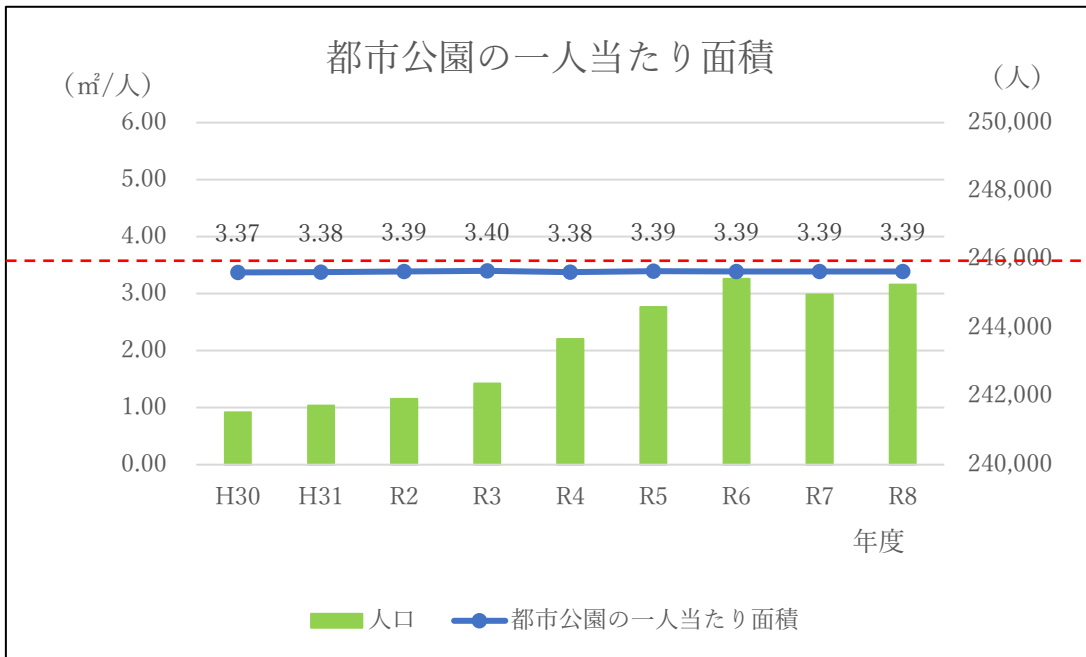
R10時点の目標値 項目	実績 (年度)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R10 (2028)
都市公園の 市民一人当たり面 積	m <sup>2</sup> /人	3.37	3.38	3.39	3.4	3.38	3.38	3.39	3.4	3.39	3.58
都市公園等の 市民一人当たり面 積	m <sup>2</sup> /人	4.95	4.96	4.98	4.98	4.91	4.9	4.91	4.94	4.94	4.98

目標値  
192.5ha



目標値  
689.7ha

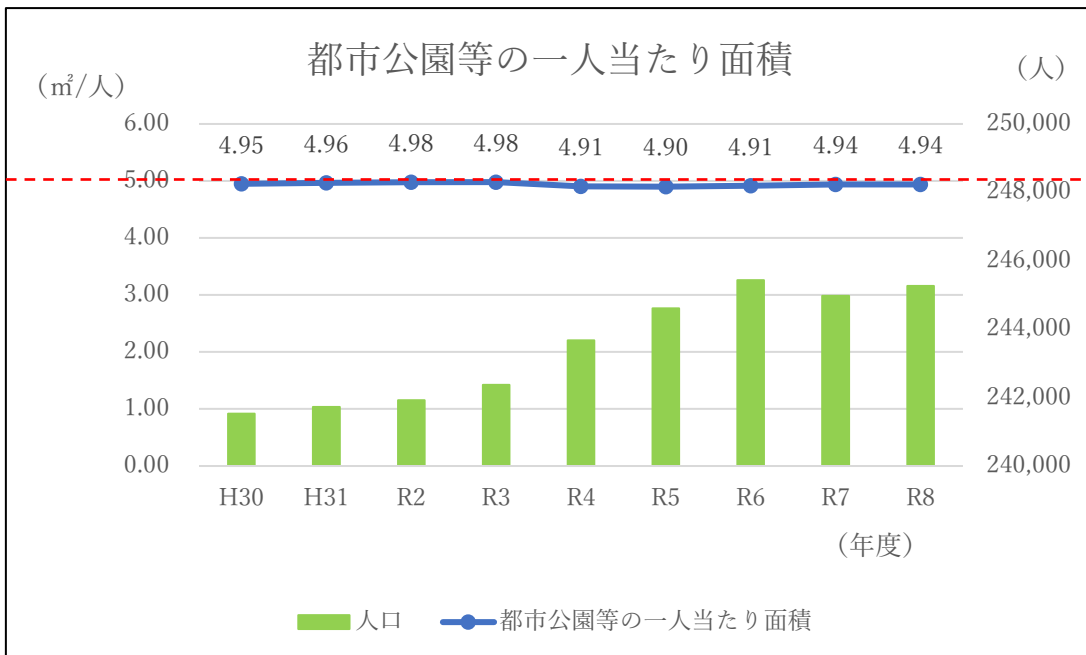




目標値  
3.58 m<sup>2</sup>/人  
(都市公園の一人  
当たり面積)

出典：茅ヶ崎市「2026年 茅ヶ崎市の人口と世帯（国勢調査に基づく）」

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/profile/tokei/1017088/1016883/1066293.html>



目標値  
4.98 m<sup>2</sup>/人  
(都市公園等の  
一人当たり面積)

出典：茅ヶ崎市「2026年 茅ヶ崎市の人口と世帯（国勢調査に基づく）」

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/profile/tokei/1017088/1016883/1066293.html>

## 自己評価

本市では、基本方針1に基づき都市計画区域における緑地の確保に取り組んでいます。

特に市街化区域の緑地を確保するために、保存樹林制度を活用し、25件3.2haの範囲を所有者のご理解のもと維持管理していただいています。また、生産緑地の解除と言う課題に対しては、特別生産緑地の指定をする事により、緑地の確保に取り組んできました。さらに、特定開発行為の際には一定の緑化スペース確保を義務付け、茅ヶ崎らしい在来樹種の植栽を推奨し、事業者に協力いただき、より質の高いみどりを増やす取り組みを推進しています。

しかしながら、計画に位置付けられた緑地の確保量を示す指標「都市計画区域面積における緑地面積（割合）」は、基準年次の18.48%から現況17.94%へと減少しています。また「市街化区域面積における緑地面積（割合）」は、基準年次のH30年4月1日には8.62%であったのに対し、現況のR8年4月1日では7.92%となっている状況です。

緑地面積の割合が減少していることは、全国的な課題ですが本市においても大きな課題です。特に市街化区域では、みどりの価値が住民の経済性や利便性に左右されやすく、都市開発に加え、土地所有者の高齢化や相続の発生に伴う相続税負担、土地利用転換などを背景として、農地の減少や開発による宅地の細分化等が主な要因と考えられます。また、維持管理に係る費用や担い手の不足等も、みどりの保全を困難にする課題となっており、これらが市街化区域をはじめ、都市計画区域のみどりの減少を招いている要因の一つです。

さらに、宅地開発が進んだ事等により、住宅地における樹木の繁茂や落葉、日照障害等に関する意見が増加しており、市民のみどりに対する価値やニーズが多様化している状況と考えられます。

都市公園等\*の施設として整備すべき緑地を示すもう一つの指標「都市公園等の施設として整備すべき緑地」においては、各年4.91㎡/人～4.98㎡/人を維持しており、市民が利用できるみどりの場が確保されています。これらの緑地は、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全、防災といった多様な公益的効果をもたらし、持続可能な都市環境づくりに寄与しています。

これらの課題に対応するため、緑地の確保に努め、特定開発行為の際には引き続き一定の緑化スペース確保を働きかけていきます。併せて、民有地に関しては緑地が持つヒートアイランドの緩和や生物多様性保全、防災効果など公益的価値や効果について周知を行い、所有者や地域住民、事業者の理解と協力を促す取組を進めていきます。また、今あるみどりを保全し、その価値をさらに高めるとともに、より活用されるみどりのあり方を検討していきます。

今後も継続的に緑地の確保と、みどりの質の向上につながる活動に取り組み、都市全体で生物多様性に配慮した緑のネットワーク形成を図ります。

※都市公園等は、都市公園に加え、児童遊園、青少年広場、未広告公園・緑地などの都市公園以外で公園・緑地に準ずる機能を持つ施設を示します。

## 各施策における実績

### 施策 1 公園整備の推進

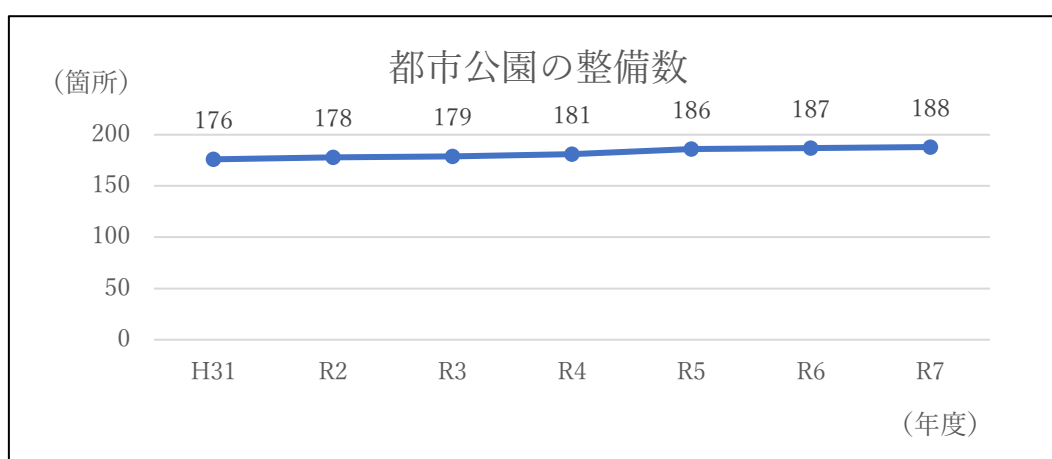
- ・公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域への配置を推進します。
- ・公有地化による整備だけでなく、Park-PFI などの民間活力を導入した整備や借地による整備などを推進します。
- ・市民に親しまれる公園とするため、近隣住民との協議や景観法に基づく協議を活用します。
- ・周辺のまちづくりと調和のとれた公園とするため、必要に応じて公園区域の見直しを検討します。

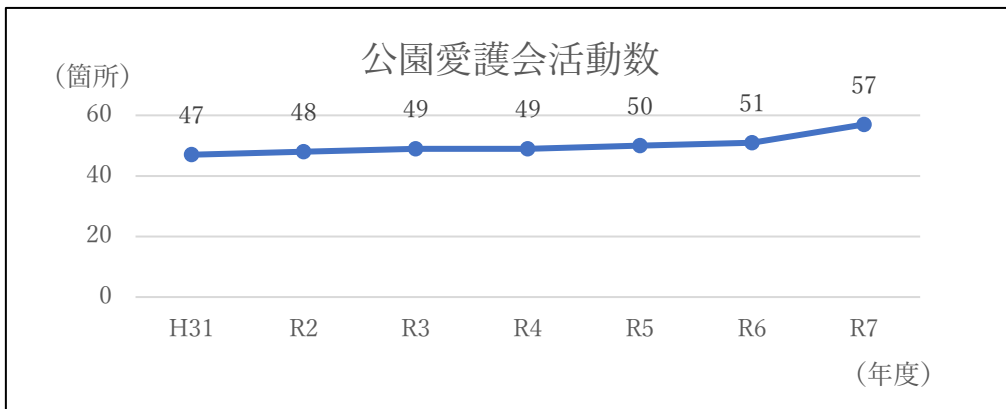
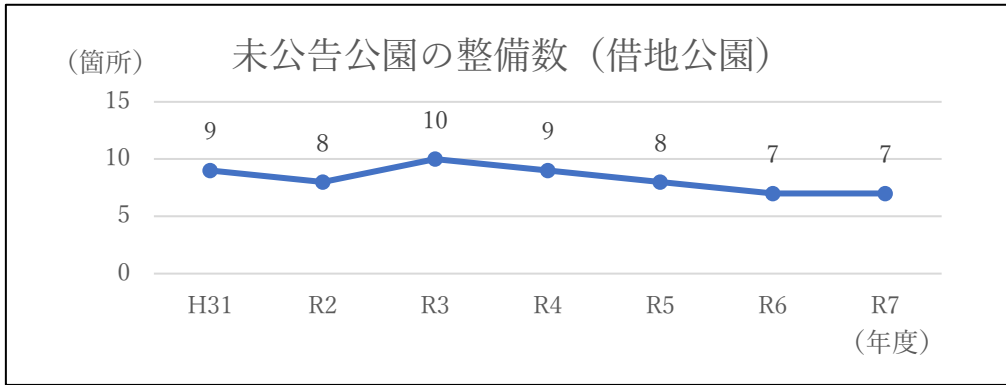
### 取組内容

施設緑地の中核となる都市公園について、公園・緑地が不足している地域での公園整備を推進するとともに、立地特性や自然環境を生かしたレクリエーション拠点としての機能の充実を図り、周辺のまちづくりと調和のとれた整備を進めるとともに、民間活力の導入や借地による整備等、公有地化だけでなく、整備に向けた様々な制度の活用を図りました。

また、地域住民に親しまれる公園・緑地とするため、市民や事業者などとの協働により、適切な維持管理等に取り組みました。

### 事業の進捗状況





その他業務の実績

活動内容		H31 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
都市公園の整備状況	箇所数	176 箇所	178 箇所	179 箇所	181 箇所	186 箇所	187 箇所	188 箇所
	面積 (ha)	81.64ha	82.03ha	82.10ha	82.37ha	82.99ha	83.23ha	83.25ha
市民一人当たりの都市公園面積	面積 (㎡)	3.38 ㎡	3.39 ㎡	3.40 ㎡	3.38 ㎡	3.39 ㎡	3.39 ㎡	3.39 ㎡
未公告公園の整備状況（借地公園）	箇所数	9 箇所	8 箇所	10 箇所	9 箇所	8 箇所	7 箇所	7 箇所
	面積 (ha)	1.83ha	1.72ha	2.24ha	1.96ha	1.72ha	1.68ha	1.68ha
市民緑地の開設	検討数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	開設数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
まちづくり条例に基づき公園等の設置	箇所数	2 箇所	3 箇所 (うち1箇所拡張)	0 箇所	1 箇所	6 箇所 (うち1箇所拡張)	1 箇所	0 箇所
公園愛護会活動	箇所数	47 箇所	48 箇所	49 箇所	49 箇所	50 箇所	51 箇所	57 箇所

## 自己評価

H31年度からR7年度にかけての都市公園整備の施策は、一定の効果を発揮していると評価できます。また、市民一人当たりの都市公園面積も概ね維持されており、人口増減という外部環境の変化にもかかわらず、身近な緑地環境の確保を一定程度維持できていることは、施策が着実に機能しているといえます。また、公園愛護会の活動場所が増加し、市民や事業者との協働による維持管理が進んでいる点も、「地域に親しまれる公園づくり」という取り組みへの効果が見られます。さらに、多様な制度の活用検討を継続していることは、単に公有地に依存しない新しい整備手法の推進という目標に対する進展と言えます。

しかしながら、借地公園の減少していることや、開発においても比較的小規模な公園等が多く、人口増減に対する施策対応が十分でない現状があります。このため、施策は目標の方向性に沿って一定の成果を挙げているものの、地域のニーズや社会環境の変化により一層柔軟かつ積極的な取り組みを図る必要があるといえます。



## 施策2 公園施設長寿命化や公園リニューアル

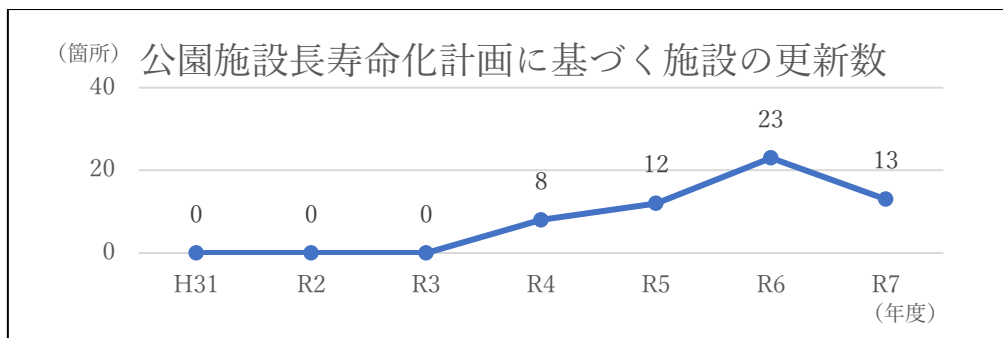
- ・「公園施設長寿命化計画」の策定による、遊具などの公園施設の長寿命化を推進します。
- ・長寿命化や公園リニューアルにあたっては、周辺のまちづくりの状況を踏まえながら、防災・減災機能の充実やユニバーサルデザインへ配慮するとともに、近隣住民との協議や景観法に基づく協議を活用します。

### 取組内容

公園施設の安全・安心な利用を図るため公園施設長寿命化計画を策定し、遊具や付帯施設等の適切な維持管理や修繕、更新に取り組みました。

また、H27（2015）年3月に策定した中央公園再整備計画に位置付けた園路やベンチの増設等の再整備を進めるとともに、公園が持つ防災・減災機能やレクリエーション機能などの充実及びユニバーサルデザインに配慮した公園整備を推進しました。

### 事業の進捗状況



その他業務の実績

活動内容		H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
公園施設長寿命化計画に基づく施設の更新	策定状況	-	-	策定	7箇所	9箇所	14箇所	10箇所
	更新施設数	-	-	-	8施設	12施設	23施設	13施設
公園施設に関する点検の実施	施設	599件	570件	577件	575件	586件	609件	602件
中央公園再整備計画に基づく再整備	再整備箇所数	1箇所 (管理棟立替)	1箇所 (管理棟太陽光発電設備)	-	-	-	-	-
ユニバーサルデザインに配慮した公園整備	整備数	-	-	-	-	1箇所	-	-

## 自己評価

H31年度からR7年度までの公園施設長寿命化に関する取り組みを振り返ると、公園施設長寿命化計画の策定およびそれに基づく施設更新が着実に進められていることが分かります。R3年度に策定された長寿命化計画に基づき、平均して10箇所14施設で遊具やパーゴラなどの付帯施設の更新を実施し、安全で安心して利用できる公園環境の維持に貢献しています。毎年600件近くの公園施設点検も継続的に行い、その結果、老朽化した遊具の使用中止や修繕の計画も適切に進められています。一方、中央公園の再整備計画に沿った改修も一部で実施されているものの、管理棟の立替や太陽光設備の導入以降は大規模な再整備は限定的で、バリアフリー対応や歩道の改修、小舗石舗装といったユニバーサルデザイン配慮の再整備は今後の課題として残っています。

これらの施策の効果としては、計画的な施設更新と定期的な巡回点検によって公園施設の安全性が向上し、公園利用者にとっての安心感につながっていると考えられます。また、公園の防災・減災機能強化や多様な利用者に配慮したインクルーシブな公園整備に向けた取組が始まっているものの、その実現はまだ道半ばと言えます。近隣住民との協議や景観法に基づく検討も継続されており、地域との調和を図りながら長寿命化を進めている点は前向きな成果です。

施策に対しては、公園施設の長寿命化計画の策定と施設更新の着実な推進により、安全・安心な利用環境の確保という観点で一定の効果が認められます。継続的な施設点検によって早期に老朽化施設の問題を把握し、対応できている点は目標達成に資すると評価できます。しかしながら、防災・減災機能の充実やユニバーサルデザインの配慮、さらに中央公園再整備の推進といったより広範かつ高度な目標の実現には課題が残っており、今後の協議や具体的な施策展開が必要です。特にバリアフリー化や多世代が利用しやすい環境づくりに対する対応を加速させることが重要です。

### 施策3 公共施設のみどりの充実

- ・公共施設では、立地特性を踏まえて、市民の日常生活空間にうるおいを与え、地域のモデルとなる緑化を推進します。
- ・「⑩生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり」に位置づけた緑化ガイドラインを活用するとともに、木材利用の指針の整備などを検討します。

#### 取組内容

公共施設の整備においては、地域の立地特性等を踏まえ、当該地域のモデルとなるよう在来種を中心とした緑化の推進に取り組みました。

また、土地利用や公共工事等による生物多様性に対する危機を軽減するため、生物多様性の保全に配慮した緑化ガイドラインの整備について検討を進めました。

#### 事業の進捗状況

活動内容		H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
市役所本庁舎 建設に伴う緑 化	緑化率(%) 緑化面積(m <sup>2</sup> )	-	24.4% 5,115.13 m <sup>2</sup>	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
市営小和田住 宅外複合施設 建設に伴う緑 化	緑化率(%) 緑化面積(m <sup>2</sup> )	-	15.94% 370.12 m <sup>2</sup>	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
博物館整備に 伴う緑化	緑化率(%) 緑化面積(m <sup>2</sup> )	-	-	1,076.67 m <sup>2</sup> (本館・広場)	18.66% 1,228.79 m <sup>2</sup>	維持管理	維持管理	維持管理
道の駅整備に 伴う緑化	緑化率(%) 緑化面積(m <sup>2</sup> )	-	-	-	-	15.61% 2,421 m <sup>2</sup> (予定値)	15.79% 2364.13 m <sup>2</sup> (実績値)	維持管理
道の駅整備関 連事業に伴う 緑化等 (ポケットパー ク)	緑化面積(m <sup>2</sup> )	67.7 m <sup>2</sup>	30.5 m <sup>2</sup>	17 m <sup>2</sup>	30 m <sup>2</sup>	364 m <sup>2</sup>	維持管理	維持管理
粗大ごみ処理 施設整備に伴 う緑化	緑化率(%) 緑化面積(m <sup>2</sup> )	-	-	-	-	15.87% 3,018.22 m <sup>2</sup> (予定値)	15.87% 3,018.22 m <sup>2</sup> (予定値)	15.60% 2967.19 m <sup>2</sup> (実績値)

活動内容		H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
保健所整備に伴う緑化	緑化率(%)	-	-	-	-	15.00%	15.38%	15.38%
	緑化面積(m <sup>2</sup> )					496 m <sup>2</sup> (予定値)	508.85 m <sup>2</sup> (予定値)	508.85 m <sup>2</sup> (予定値)
松林地区地域集会施設等複合施設(コミュニティセンター)整備に伴う緑化	緑化率(%)	-	-	-	-	-	20.05%	20.05%
	緑化面積(m <sup>2</sup> )						300.90 m <sup>2</sup> (予定値)	300.90 m <sup>2</sup> (予定値)
緑化ガイドラインの作成	整備状況	検討中	検討休止	検討休止	検討休止	検討休止	検討中	検討中

## 自己評価

H31年度からR7年度までの公共施設におけるみどりの充実に関する取り組みを見ると、市役所本庁舎や市営小和田住宅複合施設、博物館、道の駅、粗大ごみ処理施設など多数の公共施設で、植栽や緑化が計画的に進められていることが分かります。例えば、市役所本庁舎では約5,115平方メートル、道の駅関連施設では約2,250平方メートルが緑化されており、緑化率も概ね15%前後を確保しています。これらの緑化は各施設の立地特性を踏まえ、地域のモデルとなるよう在来種を中心とした植栽計画のもとで実施されており、地域の日常生活空間の潤いづくりに貢献しています。

一方で、高度経済成長期に整備された公共施設では樹木の高木化や枯死が散見され、みどりの保全や安全管理の課題も顕在化しているため、持続的な管理・更新が求められています。

こうした取り組みの効果としては、多くの公共施設で緑化が充実し、施設の景観形成や生物多様性の保全に資している点が挙げられます。特に植栽計画に景観審議会やみどり審議会の意見が反映されることで、施設整備と地域環境との調和が図られ、利用者にとって快適で潤いある空間となっていることは大きな成果です。また、道の駅整備事業や粗大ごみ処理施設整備事業においては、緑化に配慮されており、その後の適切な維持管理が期待されています。

施策3 公共施設のみどりの充実に対しては、多くの公共施設で地域特性に応じた在来種中心の緑化を実施し、地域環境への貢献と調和が進んでいるため、一定の効果があったといえます。一方で、高齢化した樹木の管理課題が残ることから、まだ目標の完全な達成には至っておらず、今後の継続的な施策展開が必要です。

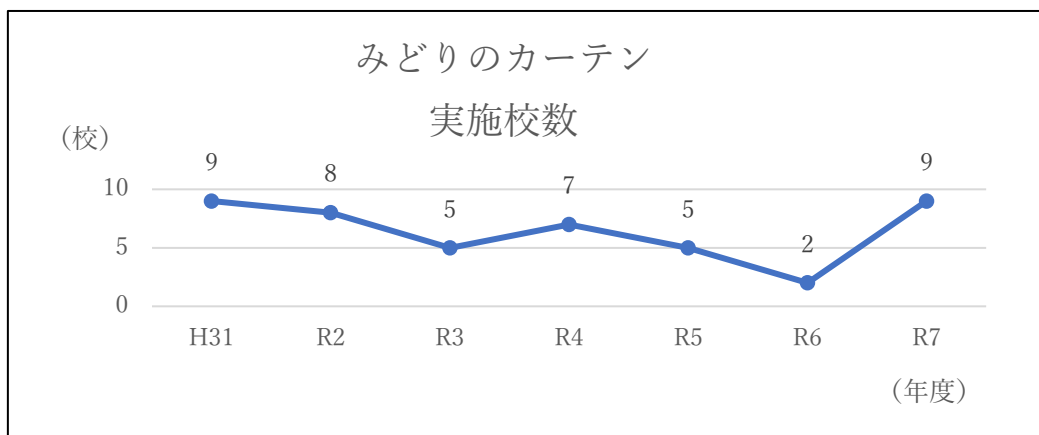
## 施策4 学校のみどりの充実

- ・学校の施設管理面を考慮しながら外周部や屋上など施設内の緑化を推進します。
- ・整備した緑地の環境教育への活用を推進します。
- ・市民と連携した学校ビオトープの設置や調査に関する支援を検討します。

### 取組内容

教育委員会関係課及び学校関係者と協議・調整のもと、学校ビオトープの整備や施設緑化の取り組みを推進しました。

### 事業の進捗状況



### その他業務の実績

活動内容		H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
学校ビオトープ (水辺環境)の 設置校数	小学校	-	-	-	-	10校	-	-
	中学校	-	-	-	-	5校	-	-
学校緑化の推進 (屋上緑化)	設置校数 (累計)	1校	1校	1校	1校	1校	1校	1校
学校緑化の推進 (中庭の芝生 化)	設置校数 (累計)	3校	3校	3校	3校	3校	3校	3校
みどりのカーテ ン実施校数	小中学校 (32校)	9校	8校	5校	7校	5校	2校	9校

## 自己評価

H31年度からR7年度までの学校におけるみどりの充実に関する取り組みを振り返ると、小・中学校での緑化活動が継続的に行われていることが確認できます。学校ビオトープ（水辺環境）については5年度に小学校10校、中学校5校で設置が行われた実績があります。また、屋上緑化の設置は累計1校、中庭の芝生化は累計3校で一定の維持が続いています。みどりのカーテン（壁面緑化）に関しては、年度ごとに変動はありますが概ね5～9校で継続的に実施されています。これらの活動は、児童・生徒をはじめ教職員や地域住民の身近なみどりの保全や環境教育への活用に一定の効果を挙げています。

取組の効果としては、汐見台小学校での屋上設置田んぼや畑を利用した学習活動の実施など、みどりを活用した教育効果が見られるほか、日常的な除草や枝払いといった維持管理を通じて、緑地の適切な保全がなされています。しかしながら、多数の学校施設が高度経済成長期に建築されているため、老朽化施設の建替え時にはみどりの充実をどう進めるかが今後の課題としてあげられています。

学校緑化の維持管理と環境教育への利用は一定の成果が確認できるものの、施設老朽化への対応が今後の重要な課題です。現状は目標の一部達成にとどまっているため、今後は関係部署間の連携強化や学校建替え計画と連動した緑化施策の拡充が求められます。引き続き、持続的な管理と新たな緑化推進により学校みどりの充実を図る必要があります。

## 施策5 道路のみどりの充実

- ・道路整備や街路樹リニューアルにおいては、地域にふさわしい樹種による街路樹緑化を推進するとともに、国道や県道の道路緑化についても働きかけます。
- ・道路整備後に残地が発生した場合は、交流の場としてのポケットパーク整備を検討します。
- ・街路樹の効率的な維持管理を推進します。

### 取組内容

道路整備事業に伴う街路樹の設置による緑化を推進するとともに、既存街路樹の適正管理に取り組みました。

### 事業の進捗状況

その他業務の実績

活動内容		H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
道路整備に伴う街路樹整備	整備面積 (㎡)	67.7 ㎡	30.5 ㎡	17 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
街路樹の適正管理	維持管理 地区数	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区
街路樹等に関する 国県への要望	要望数	33 件	33 件	49 件	48 件	49 件	37 件	19 件
街路樹等に関する 緊急対応	対応件数	1 件	2 件	1 件	3 件	5 件	3 件	4 件
道路におけるポ ケットパークの 整備	整備数 整備面積	—	—	—	1 箇所 30 ㎡	1 箇所 364 ㎡	—	—

### 自己評価

H31年度からR7年度までの道路におけるみどりの充実に関する取り組みを振り返ると、道路整備に伴う街路樹の設置や既存街路樹の適正管理に重点を置いて推進されてきたことがわかります。街路樹の整備面積はH31年度からR2年度にかけては徐々に減少し、その後は新規整備の実績が見られませんが、適正管理は安定して11地区で継続されています。また、国道・県道の街路樹維持管理については担当課が複数回要望を行い、管理者に

対して緑化の適切な維持管理を働きかけています。街路樹の枝払いや剪定、落ち葉清掃は業務委託にて計画的かつ効率的に行われており、安全面と美観の両立に貢献しています。

ポケットパークの整備についてはR4年・R5年度に1箇所ずつ整備されており、景観やみどりの確保に寄与しています。また、強風などによる街路樹倒木の緊急対応も数件行われており、道路の安全確保に努めています。

これらの取組の効果としては、業務委託による効率的な維持管理により街路樹の緑が保全されていること、加えて国・県管理の道路緑化についても要望活動による適切な管理促進が働いている点が挙げられます。持続的な管理により、安全で快適な道路環境の形成に寄与しています。

施策5の道路のみどりの充実に対しては、維持管理面での取組が着実に進展し目標の一定の達成が認められますが、新規街路樹整備は近年限定的であり、ポケットパーク整備も限定的であることから、今後の緑化拡充に向けた施策強化が望まれます。

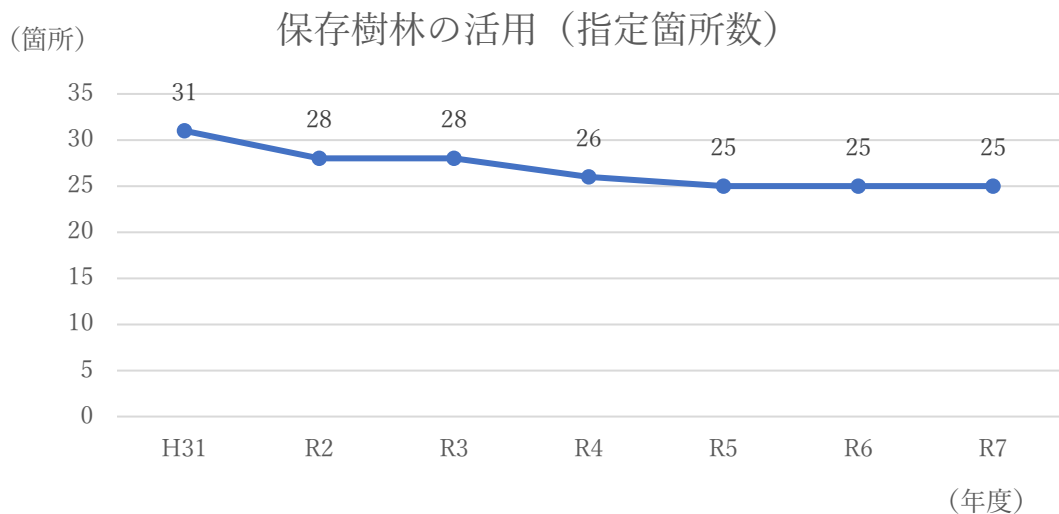
## 施策6 民有地のみどりの充実

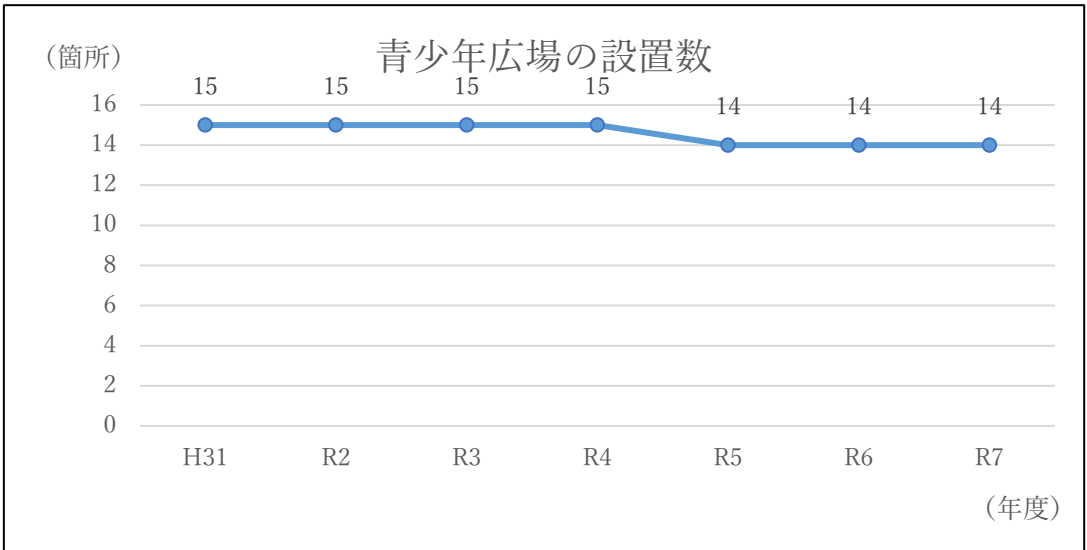
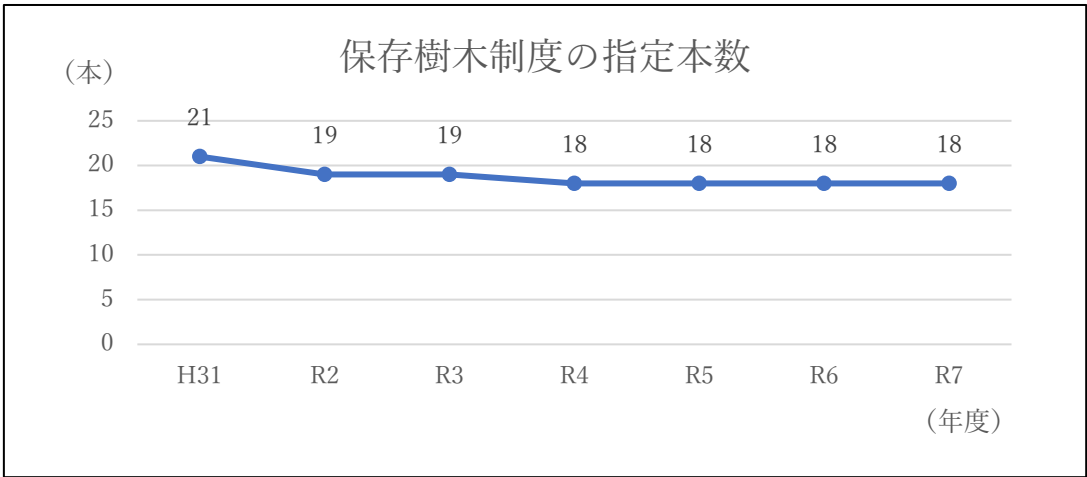
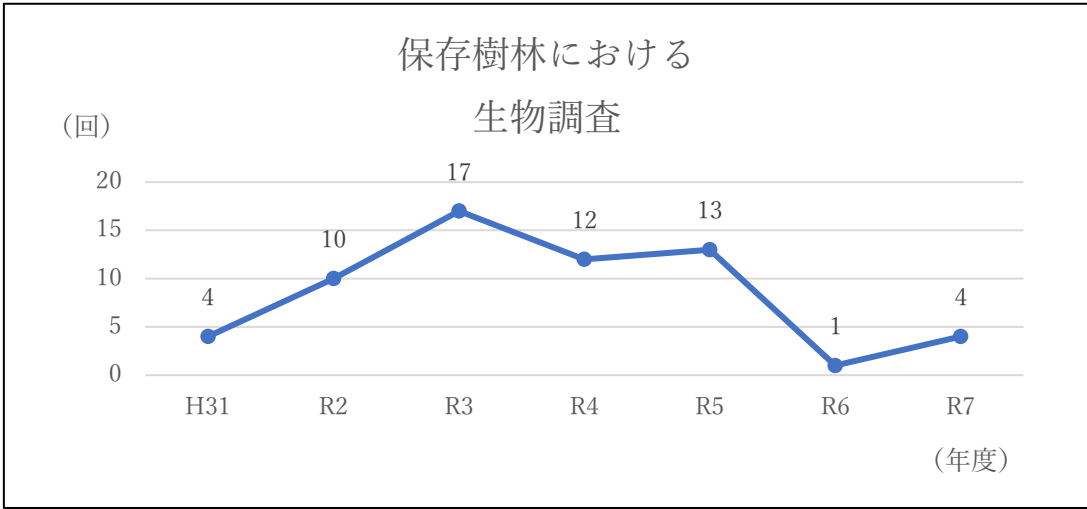
- ・みどり豊かなまちづくりを推進するため、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」や「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」、景観法に基づく協議などを活用し、民有地の緑化を推進します。
- ・住宅などの民有地緑化や市街地に残された樹林の保全を支援します。
- ・樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつけるグリーンバンク制度を推進します。
- ・市街地における公開された緑地の創出を図るため、市民緑地制度の活用を促進します。

### 取組内容

日常生活にうるおいを与え、みどりとのふれあいの機会を提供する身近なみどりの保全・再生・創出を図るため、市街地を中心に民有地の緑地保全や開発行為等における緑化の推進に取り組み、みどりの持つ多様な機能を活用したまちづくりを進めました。

### 事業の進捗状況





その他業務の実績

活動内容		H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
土地利用基本条例に 基づく助言・指導	届出数	7件	7件	4件	2件	0件	2件	1件
まちづくり条例に基 づく植栽帯の整備	件数 面積 (㎡)	30件 10,065.18㎡	29件 3,541.12㎡	22件 3,761.28㎡	33件 11,841.96㎡	20件 3,335.46㎡	18件 4,331.59㎡	22件 2493.79㎡
保存樹林制度の活用	件数 面積 (ha)	31件 4.2ha	28件 3.5ha	28件 3.5ha	26件 3.3ha	25件 3.2ha	25件 3.2ha	25件 3.2ha
保存樹林における 生物調査	回数	4回	10回	17回	12回	13回	1回	4回
保存樹木制度の活用	本数	21本	19本	19本	18本	18本	18本	18本
市民緑地の設置 (再掲)	検討数 設置数	0箇所 0箇所	0箇所 0箇所	0箇所 0箇所	1箇所 0箇所	1箇所 0箇所	1箇所 0箇所	1箇所 0箇所
青少年広場の設置	箇所数 面積 (㎡)	15箇所 35,412㎡	15箇所 35,412㎡	15箇所 35,305㎡	15箇所 35,287㎡	14箇所 34,365㎡	14箇所 34,365㎡	14箇所 34,365㎡
グリーンバンク制 度の推進	引取回数 配布回数	0回 1回	0回 0回	1回 3回	0回 0回	1回 1回	0回 0回	0回 0回
未公告公園の整備状 況(借地公園等) (再掲)	箇所 面積 (ha)	9箇所 1.83ha	8箇所 1.72ha	10箇所 2.24ha	9箇所 1.96ha	8箇所 1.72ha	7箇所 1.68ha	7箇所 1.68ha

自己評価

H31年度からR7年度までの民有地におけるみどりの充実に関する取り組みを振り返ると、市内の民有地緑化と保全に関して幅広い施策が展開されてきました。具体的には、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」や「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」を活用し、保存樹林や保存樹木の指定による緑地保全に取り組むとともに、開発行為に伴う植栽帯の新設を推進しています。

保存樹林制度では25件、約3.2ヘクタールの民有地が指定され、保存樹木は18本が継続指定されており、これらの保全活動は地権者の理解・協力のもとで進められています。生態調査も数回実施され、特に一部保存樹林においては生きものの生息状況が把握され、

その結果を地権者にフィードバックすることで、地域住民のみどりの保全意識の向上につながっています。

まちづくり条例に基づく植栽帯整備は直近の R7 年度では 22 件、約 2、493 平方メートルが新設され、市の推奨する在来種樹種リストを活用した良好な緑地の創出に寄与しています。青少年広場については、市内 14 箇所で安定的に開設され、絶滅危惧種のミヤコグサやクララの生育確認等、生物多様性に配慮した管理がなされています。グリーンバンク制度による樹木の譲渡・引き取りも断続的に実施されています。

これらの取り組みの効果としては、市街地を中心とした民有地緑化の推進により、緑地が確保されている点が挙げられます。また、条例の指導・助言により、緑地の確保に繋がっています。

## 施策 7 都市拠点のみどりの充実

・都市拠点※においては、人が集まり賑わいが生まれるよう、みどり豊かな空間の創出を目指し、近隣住民との協議や景観法に基づく協議などを活用し、緑化を推進します。

※都市拠点：「ちがさき都市マスタープラン」で位置づけている茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺、香川駅周辺の鉄道駅を中心とした拠点施設

### 取組内容

建替事業が進む浜見平地区再整備において、生活・防災の機能を持つ拠点として整備を進めるとともに、人が集まり賑わいが生じるようなみどり豊かな空間の創出に取り組みました。

### 事業の進捗状況

その他業務の実績

活動内容		H31 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
浜見平地区再整備に伴う植栽整備	整備状況 (㎡)	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	13.5 ㎡	0 ㎡	119.5 ㎡
景観まちづくりアドバイザーの活用	登録者数	24 人	21 人	18 人	15 人	15 人	14 人	14 人
	派遣回数	6 回	4 回	3 回	3 回	6 回	3 回	2 回

### 自己評価

H31 年度から R7 年度までの都市拠点におけるみどりの充実に関する取り組みを振り返ると特に浜見平地区の再整備において、生活・防災機能を兼ね備えつつ、人が集まる賑わいとみどり豊かな空間の創出を目的とした緑化事業が展開されてきました。

具体的な活動としては、浜見平地区における松尾川雨水幹線の緑道化整備が行われ、R5 年度・R7 年度に植栽整備が進められました。景観まちづくりアドバイザーの活用が継続的に行われており、H31 年度から R7 年度まで年度ごとに 2～6 回の派遣を通じて植栽計画や景観形成基準に関する助言・指導がなされました。

これらの取組の効果としては、アドバイザーの関与により官民連携が深まり、浜見平地区の緑道整備において一体感のある整備内容を検討することができたことが挙げられます。こうした協議や助言が、都市拠点での質の高い緑化推進につながっています。

## 施策 8 防災・減災機能をも持つみどりの充実

- ・みどりの防災・減災機能に着目し、農産物の生産の場としてだけでなく、遊水機能などを有している水田などの農地や樹林の保全を推進します。
- ・延焼遅延や雨水貯留機能を持つ街路樹や市街地の樹林などのみどりの保全を推進します。

### 取組内容

市街地の樹林や街路樹、農地などみどりの持つ延焼遅延機能や雨水貯留機能などを考慮したみどりの保全に取り組みました。

### 事業の進捗状況

その他業務の実績

活動内容		H31 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
保存樹林制度の活用 (再掲)	件数	31 件	28 件	28 件	26 件	25 件	25 件	25 件
	面積 (ha)	4.2ha	3.5ha	3.5ha	3.3ha	3.2ha	3.2ha	3.2ha
水田の遊水機能の保 全 (補助制度の運 用)	件数 (ha)	247 件 39.53ha	238 件 38.34ha	216 件 35.59ha	199 件 32.35ha	補助制度の 廃止	- -	- -
特別緑地保全地区内 の保全作業 (委託業 務)	件数	10 件	4 件	9 件	6 件	11 件	7 件	15 件
街路樹の適正管理 (再掲)	維持管理 地区数	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区
市民緑地の設置 (再掲)	検討数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	設置数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

### 自己評価

H31 年度から R7 年度までの防災・減災機能を持つみどりの充実に関する取り組みを振り返ると、市街地の樹林や街路樹、農地などの緑地を活かした防災・減災機能の保全と充実に注力してきたことがわかります。

具体的には、保存樹林制度に基づき 25 件、約 3.2 ヘクタールの樹林を市街地で保全し、延焼遅延や雨水貯留といった防災機能の維持を図っています。また、水田等の遊水機

能を活かすための補助制度は、R4年度まで継続して運用されていましたが、下水道雨水幹線の整備がほぼ完了したことから廃止されました。さらに、清水谷および赤羽根字十三区周辺の特別緑地保全地区では森林の維持管理作業（枯損木の伐採や林床環境の整備等）を15件委託し実施しています。

街路樹の適正な維持管理は11地区で継続して行われ、市民緑地の新規設置はまだ実現されていません。これらの活動は「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」で推進されており、防災面における緑の多面的機能を保全し、市民の安全・安心を支える役割を果たしています。

取組の効果としては、特に災害時の延焼防止の観点から南部地域におけるまとまった保存樹林の指定が防災力向上に寄与していること、特別緑地保全地区における森林保全活動が持続的な防災・減災機能の維持に貢献していることが挙げられます。一方で、遊水機能の維持に関しては補助制度の廃止に伴い、今後の機能保全の新たな手法検討が課題となっています。

施策の「みどりの防災・減災機能の保全・回復・創出」「条例の活用による保存樹林等の保全推進」「農地・樹林の防災機能保持」に対しては、保存樹林の維持管理や特別緑地保全地区での森林保全業務が一定の成果を上げていますが、防災機能強化に向けた緑の新たな活用が今後の課題です。

## 施策9 景観・文化資源を形成するみどりの充実

- ・良好な景観を形成するみどりの保全・再生・創出を推進するため、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」や「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、沿道のみどりの充実などを誘導します。
- ・市民が日常望見する位置にあり、景観上也優れている赤羽根の斜面林については、特別緑地保全地区の指定を推進します。
- ・市民ボランティアによる社寺林などの実態調査を進めるとともに、文化財や景観重要樹木などの保全を推進します。
- ・「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携し、自然とふれあい、歴史をめぐる回遊動線の検討など優れた地域資源を活用します。

### 取組内容

茅ヶ崎の歴史・文化を感じる旧街道や別荘地の面影を残す松林や地域の自然的景観を形成するみどり等、日常生活にうるおいを与えるまちのみどりの保全・創出に取り組みました。

### 事業の進捗状況

その他業務の実績

活動内容		H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
特別緑地保全地区の指定	箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	面積 (ha)	7.8ha	7.8ha	7.8ha	7.8ha	7.8ha	7.8ha	7.8ha
特別緑地保全地区の指定検討	候補地	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	検討状況	休止	休止	休止	検討	休止	休止	休止
景観形成基準に基づく助言・指導 (沿道のみどりの充実)	届出数 設置量	81件	55件	83件	58件	74件	58件	71件
ちがさき景観資源の指定	指定件数	8件	8件	8件	9件	9件	9件	10件
景観重要樹木の指定	指定件数	4件	4件	4件	4件	4件	4件	4件

活動内容		H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
指定文化財に対する維持管理等 (鶴嶺八幡宮等)	回数	18回	34回	61回	74回	66回	96回	27回
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業との連携	回数 参加人数	2回 35人	コロナにより中止	1回 25人	1回 21人	1回 19人	1回 19人	1回 20人

### 自己評価

H31年度からR7年度までの景観・文化資源を形成するみどりの充実に関する取り組みを振り返ると、茅ヶ崎市の歴史や文化、自然景観を生かした良好な景観形成を目指し、関連条例や景観計画に基づく保全・創出の推進が続けられています。

また、景観形成基準に基づく助言・指導として、沿道のみどりの充実を目的に累計で71件の指導助言が行われ、開発事業者に対し在来種中心の植栽などを促進しています。景観重要樹木は4本が指定されており、定期的に目視点検を実施して樹木の健全な管理を行っています。

文化財に関しては鶴嶺八幡宮や松並木などの維持管理が継続されており、年間27回のパトロールと樹木剪定によって安全性の確保と歴史的景観の保全が図られています。「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」では市の自然に関する講座が複数回開催され、延べ約20名が参加して身近な自然・文化を学ぶ場が提供されました。

取組の効果として、地域で親しまれるうるおいのあるまちなみが形成されていること、文化財樹木の管理により歴史的景観と安全性が維持されていること、市民参加の講座を通じて地域資源の理解が深まっていることが挙げられます。一方、特別緑地保全地区の追加指定については土砂災害警戒区域の指定という課題により慎重な対応が求められています。

今後の方針としては、赤羽根斜面林の特別緑地保全地区指定は慎重に検討を進める一方、景観形成基準に基づく指導助言を継続し、在来種を中心とした緑地の増進を図ります。

## 施策 10 河川のみどりの充実

- ・良好な景観を形成するみどりの保全・再生・創出を推進するため、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」や「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、沿道のみどりの充実などを誘導します。
- ・市民が日常望見する位置にあり、景観上も優れている赤羽根の斜面林については、特別緑地保全地区の指定を推進します。
- ・市民ボランティアによる社寺林などの実態調査を進めるとともに、文化財や景観重要樹木などの保全を推進します。
- ・「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携し、自然とふれあい、歴史をめぐる回遊動線の検討など優れた地域資源を活用します。

### 取組内容

相模川をはじめ小出川や千ノ川、駒寄川などそれぞれの河川の流域特性や国をはじめ神奈川県や関係者等との協議を踏まえ、周辺の公園、緑地、農地などと連続したみどりのネットワークの形成を推進するとともに、水辺の自然にふれあうことができるよう生物多様性に配慮した川づくりを推進しました。

### 事業の進捗状況

その他業務の実績

活動内容		H31 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
河川のみどりの 保全	維持管理 (除草等)	1 回	1 回	1 回	1 回	3 回	2 回	1 回
相模川河畔林に 対する関係者協 議	実施回数	1 回	1 回	1 回	2 回	1 回	3 回	2 回
相模川河畔林に おける保全活動	実施回数 参加人数	1 回 14 人	2 回 22 人	2 回 64 人	3 回 78 人	5 回 171 人	5 回 104 人	4 回 145 人
国・県との協議 (小出川)	協議回数	0 回	0 回	4 回	4 回	5 回	2 回	2 回

## 自己評価

H31年度からR7年度までの河川のみどりの充実に関する取り組みを振り返ると、相模川や小出川、千ノ川、駒寄川などの主要河川沿いを中心に、河川と周辺の公園・緑地・農地との連続的なみどりのネットワーク形成および生物多様性の保全に向けた活動が継続的に実施されています。

具体的には、千ノ川や駒寄川では例年夏から秋にかけて除草作業が行われ、駒寄川では特定外来生物ナガエツルノゲイトウの状況確認も継続しています。相模川河畔林に関する関係者協議はR4年度以降活発化し、毎年1～3回ほど開催され、市民や企業の参加による繁殖した外来生物の除去作業も複数回実施されています。これらの保全活動参加人数も年々増加しており、地域の協働意識の向上が伺えます。

小出川遊水地計画に関しては、神奈川県藤沢土木事務所と市の間で湿地環境保全に関する協議が継続的に行われ、湿地の保全・回復に向けた調査結果の共有や周辺道路の整備に関する協議も進められています。

取組の効果としては、河川沿いのみどりの維持管理を通じた流路確保、水辺環境の保全、外来植物対策による生態系の健全化、市民参加型の保全活動による地域連携強化が挙げられます。一方、湿地環境のさらなる保全・回復や外来種管理の継続的な推進、市と県の協働体制の強化が今後の課題です。

## 施策 1 1 海岸のみどりの充実

・海岸特有の生きものの生息・生育環境として貴重な砂浜などの飛砂や潮風から住民の生活を守る海岸のみどりの保全・再生に向けた事業を推進します。

### 取組内容

柳島をはじめ漁港周辺や汐見台等、茅ヶ崎海岸の特性を踏まえた生きものの生息・生育環境の保全・再生の取り組みを推進しました。

### 事業の進捗状況

その他業務の実績

活動内容		H31 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
海岸植生の保全（海浜植物の移植）	回数	-	1 回	-	-	-	-	-
	種数	-	1 種	-	-	-	-	-
海浜植生の保全（保全活動支援）	開催回数	-	-	-	1 回	1 回	1 回	1 回
	参加者数	-	-	-	約 100 人	約 100 人	約 100 人	約 100 人
養浜材の提供	堆積砂の提供	約 3,000 m <sup>3</sup>	約 3,000 m <sup>3</sup>	約 3,000 m <sup>3</sup>	約 3,000 m <sup>3</sup>	約 3,000 m <sup>3</sup>	約 3,000 m <sup>3</sup>	約 3,000 m <sup>3</sup>

### 自己評価

H31 年度から R7 年度までの海岸のみどりの充実に関する取り組みを振り返ると、茅ヶ崎海岸の特性を踏まえた海浜植物の生息・生育環境の保全・再生に重点が置かれています。

主な具体的活動としては、市民団体が主催する海浜植生保全イベントの支援が挙げられます。R4 年度以降、ハマヒルガオやハマボウフウなどの海岸植生に関わる周知や、外来種の駆除が実施されており、毎回約 100 名の市民が参加するなど地域の関心と協力が高まっています。

また、砂浜の浸食防止対策として、神奈川県が実施する継続的な養浜事業に対し、茅ヶ崎漁港海岸公園に堆積する約 3,000 m<sup>3</sup>の砂を提供し、堆積砂の活用による海岸の維持に貢献しています。

取組の効果としては、市民参加型イベントによる海浜植生の保全意識向上や、生物多様性保全に関する周知啓発が進展していることが挙げられます。一方、海岸環境の持続的保全には引き続き市民教育の充実と協力体制の強化が求められています。

今後の方針として、海浜植生保全イベントの継続的な実施や関係団体との協議を通じて、市民に対する教育環境の充実を図りながら、海岸の生物多様性保全とみどりの保全に資する活動を継続して推進する必要があります。

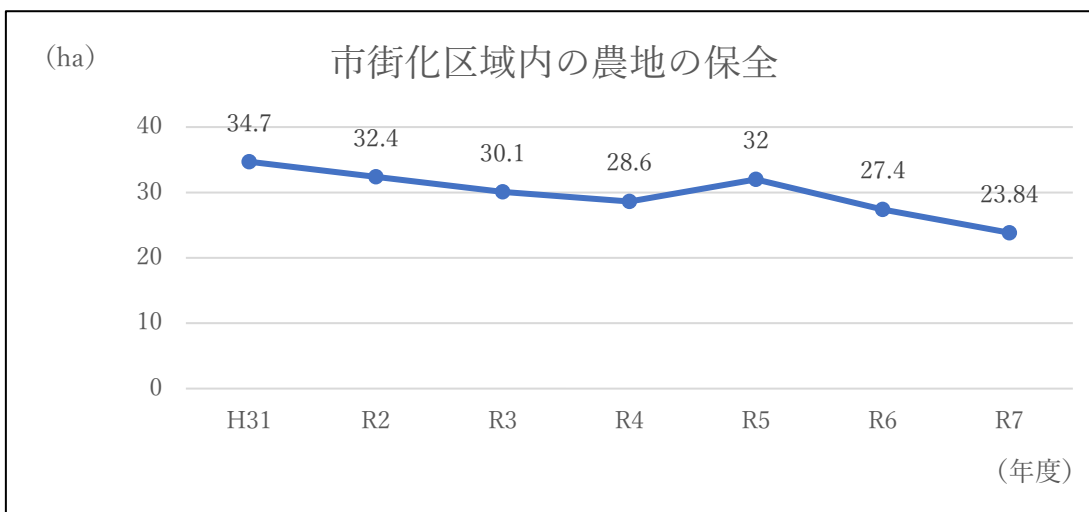
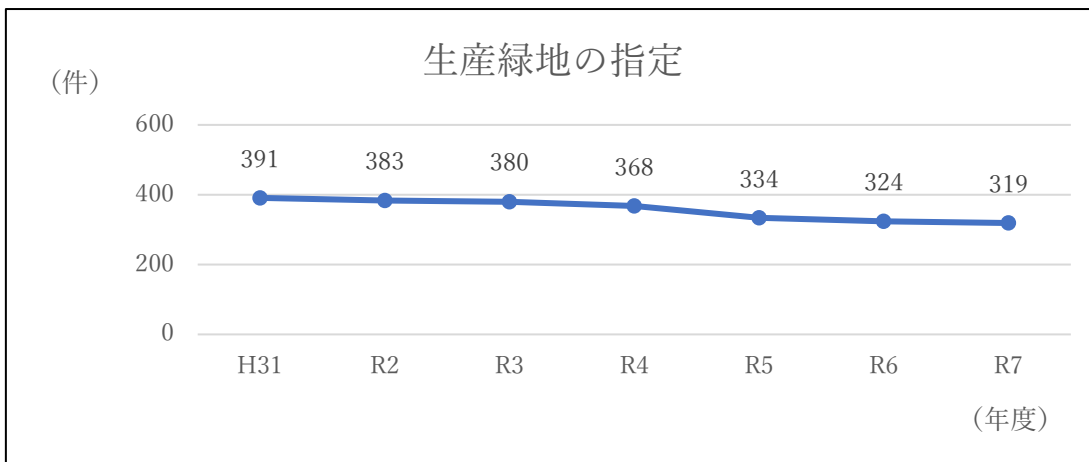
## 施策 1 2 農地のみどりの充実

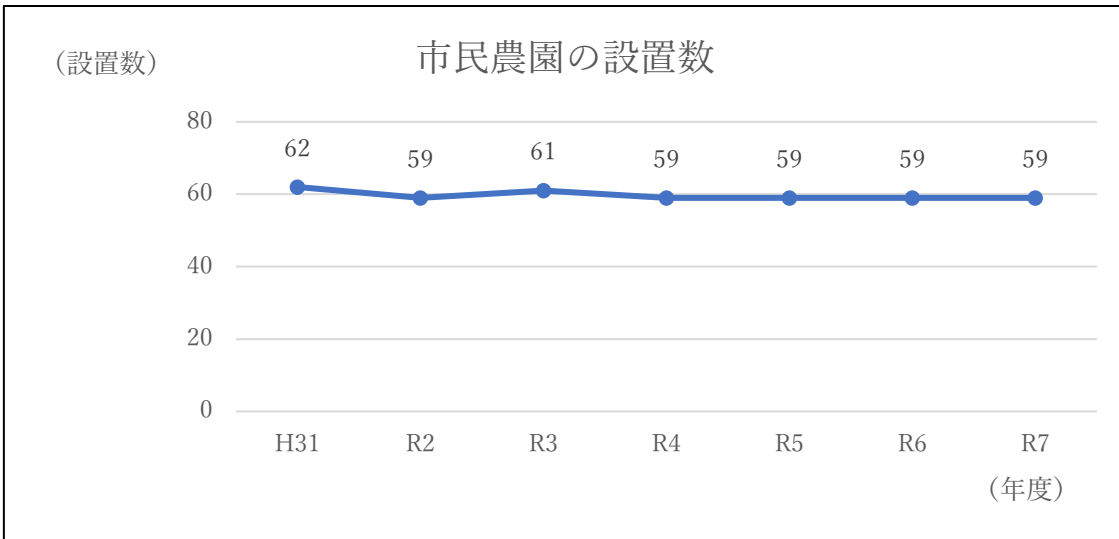
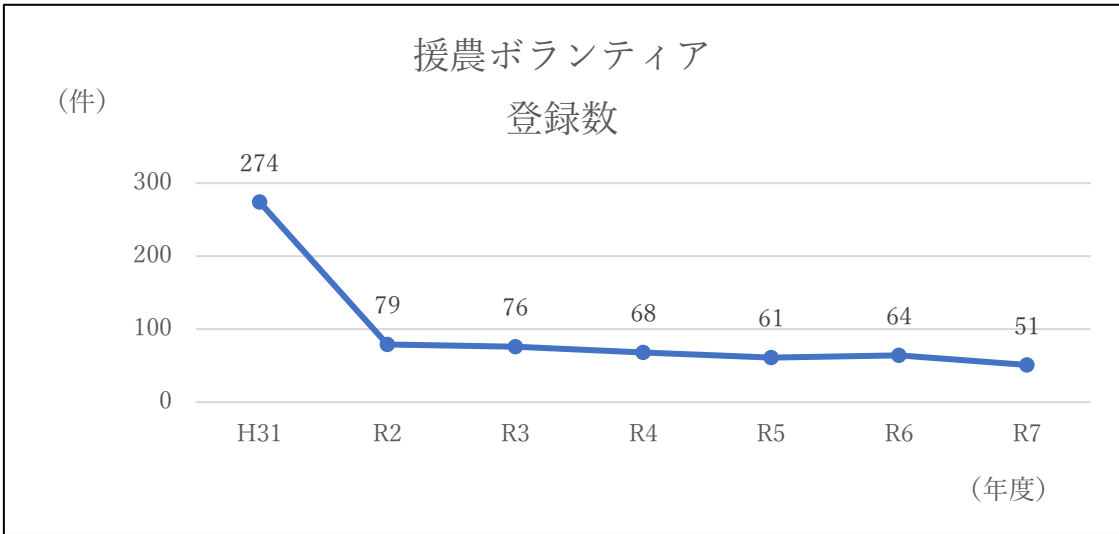
- ・ 神奈川県が指定する農業振興地域及び市が指定する農用地区域については、市の農業振興の拠点として指定の継続を推進します。
- ・ 市街地の農地を確保するため、生産緑地地区の追加指定とともに、特定生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)に基づく制度の活用に取り組めます。
- ・ 農地の保全に寄与する市民農園や観光農園、茅ヶ崎産農産物を学校給食へ活用する地産地消を推進するとともに、環境保全型農業に関係する事業を支援します。

### 取組内容

農業用地の保全や新規就農者の支援、市街地の農地の確保等に取り組むとともに、地産地消の推進に取り組むことで、農地のみどりの保全を推進します。

### 事業の進捗状況





その他業務の実績

活動内容		H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
農業振興地区 の指定	指定面積 (ha)	124ha	124ha	124ha	124ha	124ha	124ha	124ha
生産緑地の指 定	指定件数	391件	383件	380件	368件	334件	324件	319件
	面積 (ha)	55.7ha	54.0ha	53.2ha	51.4ha	47.1ha	45.6ha	45.2ha
特定生産緑地 の指定	指定件数	-	-	-	280件	284件	279件	279件
	面積 (ha)	-	-	-	41.3ha	41.6ha	40.9ha	41.0ha
市街化区域内 の農地の保全	(ha)	34.7ha	32.4ha	30.1ha	28.6ha	32.0ha	27.4ha	23.84ha
援農ボランテ ィア 登録数	人数	274人	79人	76人	68人	61人	64人	51人
新規就農者数	人数	2人	2人	1人	3人	2人	3人	1人
給食における 地元産品の使 用	品目数	12品目	11品目	16品目	17品目	12品目	13品目	17品目
市民農園の設 置	箇所数	62箇所	59箇所	61箇所	59箇所	59箇所	59箇所	59箇所
	面積 (ha)	4.5ha	4.3ha	4.5ha	4.2ha	4.2ha	3.9ha	3.9ha

自己評価

H31年度からR7年度までの農地のみどりの充実に関する取り組みでは、県および市が指定する農業振興地域や農用地区域の維持・保全を基盤に、市街地農地の確保と農業支援を中心に多様な施策が展開されてきました。農業振興地域は124ヘクタールの規模を継続的に確保しているほか、生産緑地の指定面積はやや減少傾向にあるものの、特定生産緑地の指定を活用することで市街地の農地保全に努めています。

また、農業用排水路の維持管理を事業者に委託して営農環境の整備に取り組むとともに、援農ボランティア制度により農家への人手支援も行っています。R7年度には51人の援農ボランティアが登録し、新規就農者も一定数支援されており、毎年1～3人の新規就農者が確認されています。

地産地消の推進においては、市内の小中学校給食においてカブや大根、新米、トルコナスなどの地元産農産物を使用し、児童が生産者と交流する体験学習も実施しています。さらに、市民農園は59箇所設置されており、農地のみどりの維持に貢献しています。

これらの取組により、農地の保全や農業従事者の支援が進み、地元産農産物の活用を通じて地域農業の活性化にもつながっています。ただし、生産緑地の減少傾向や援農ボランティア登録者の減少など課題もあり、今後も制度の周知拡充や新規就農者支援の強化が必要とされています。

委員からの意見

(1) 5 ページから 8 ページにかけての「基本方針 1：緑地の確保量」およびそれに対する自己評価について

(2) 9 ページ以降の各施策ごとの振り返りについては、特に気になる点があればご指摘いただければ幸いです。